

料金に関する大切なお知らせ

令和4年10月1日～

診療報酬改定を受けて、厚生労働省の定めにより、**初診時・再診時選定療養費**の料金を改定します。

初診時選定療養費(税込)

■ 当院宛ての紹介状が無く、初診で受診する場合

	令和4年9月まで	令和4年10月から
内科	診療費+5,000円	診療費+ 7,700円
歯科	診療費+3,000円	診療費+ 5,500円

再診時選定療養費(税込)

■ 当院主治医から他の医療機関への紹介を勧められたが、引き続き当院での診療を希望し、再診で受診する場合

	令和4年9月まで	令和4年10月から
内科	診療費+2,500円	診療費+ 3,300円
歯科	診療費+1,500円	診療費+ 2,090円

選定療養費
とは？

平成28年の診療報酬等改訂により、医療機関相互の役割分担と業務連携の推進を目的として厚生労働省が制定した制度です。他の医療機関からの紹介状を持たずに当院を受診した場合、診療費とは別に追加負担として別途お支払いをお願いしています。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。
長崎みなとメディカルセンター医事課(1階総合受付内) ☎822-3251